

(最新設計単価の対象工事：令和4年6月21日以降積算基準日適用)  
(最新設計単価の対象外工事：令和4年8月22日以降積算基準日適用)

別表4 一般管理費等率

前払い金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Yp)	23.57%	$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$	9.74%

- (1)  $X_p$ ：工事原価（単位：円）  
(2)  $Y_p$ の算出にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。（単位：%）

別表5 前払金支出割合による補正（一般管理費等率）

前払い金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

- (1) 別表4で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表6 契約保証に係る補正（一般管理費等率）

保証の方法	補正值 (%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない

(注) ケース3の具体的な例は以下のとおりとする。

- ① 予定価格が2,500千円以下の建設工事
- ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事
- ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事
- ④ 公社・公団等と随意契約を行う工事